

## 茂原市シルバー人材センター入会承諾書(約束事)

1. センターは、健康で働く意欲のある者が臨時的かつ短期的な就業を希望する高年齢者のために設立されたものであること。
2. 入会しても、すぐ就業できるとは限らないこと。
3. センターの仕組みは、センターが高年齢者に適した仕事を受け、その仕事を会員と協議のうえ就業するものであり、会員の就業に際しての条件(配分金、就業時間、業務内容等)は、センターと発注者が話し合っ決定するもので、会員本人が発注者と直接交渉してはならないものであること。
4. センターの諸規約を確実に遵守するとともに、発注者に対しても、親切・丁寧な作業を行い、会員一人一人がセンターの代表であることを意識すること。
5. 就業中は、常に「安全第一」に心掛け、災害・事故を起こさないように注意するとともに万一、事故発生の場合でも、センター加入の傷害保険以外の適用はないこと。  
(センター会員は、発注者並びにシルバー人材センターと雇用関係にはありませんので、労災保険の適用はありません。)  
※事故発生に場合においては、センター加入の傷害保険並びに賠償保険の補償範囲内で対応します。
6. 入会に際しては、家族とこれらについてよく協議し、同意済みであること。

以上の事を約束いたします。